

報第3号

控訴の提起について

特に緊急を要したため、平成20年5月2日に次のように控訴を提起したので、報告するとともに、承認を求める。

平成20年5月16日提出

京都市長 門川大作

相手方	
事件の種類	損害賠償金等の支払の請求
事件の内容	<p>本市が設置する中学校で勤務する相手方は、同人に対し本市が違法な時間外勤務をさせ、及び同人の健康保持のために時間外勤務を防止しなければならないという安全配慮義務に違反しているなどとして、本市に対し、時間外勤務手当相当額の損害賠償金又は未払の時間外勤務手当（4,173,164円）及び遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、損害賠償金として本市に対し550,000円及び遅延損害金を支払うように命じた。</p> <p>そこで、本件判決のうち、相手方の請求を認容した部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。</p>

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。